

「岡山市E V 充電設備更新事業」業務仕様書（案）

1. 事業の名称

岡山市E V 充電設備更新事業

2. 実施期間

協定締結日から8年以上12年未満の複数年

※事業実施者の選定後、別途本市と締結する協定書において、最終決定する。

※事業期間満了時まで、原則として事業者の負担によりE V 充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。ただし、岡山市から更新の申し出や所有権移転の希望があった場合は、この限りではない。

3. 事業の目的

岡山市ではE V 普及のための率先行動として、市有施設にE V 充電設備を設置し、一般市民向けに無料でE V 充電サービスを提供してきたが、老朽化に伴う故障等により、安定的なサービスの提供が困難な状況となっている。

今後の更なるE V 普及に向け、新たな設置手法である民間サービスを活用した第三者所有形態による設備更新を率先して実施することで、公共施設における継続的なE V 充電サービスの提供と市域におけるE V 充電設備の更なる普及を目指すもの。

4. 事業内容

(1) E V 充電設備設置場所及び設置予定基数

No.	施設名	所在地	既存設備	設置予定基数
①	足守プラザ	岡山市北区足守 979	普通・1基	1基
②	岡山市西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町 428-2	急速・2基	2基
③	岡山市立御津公民館	岡山市北区御津宇垣 1629	急速・1基	2基
④	中区役所	岡山市中区浜三丁目 7 番 15 号	急速・1基	2基
⑤	岡山市東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地 453 番地 5	急速・1基	2基
⑥	西大寺緑花公園・体験学習施設百花プラザ	岡山市東区西大寺南一丁目 2-3	普通・1基	2基
⑦	東区役所	岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号	急速・1基	2基
⑧	瀬戸支所	岡山市東区瀬戸町瀬戸 45	急速・1基	2基
⑨	岡山市中央卸売市場	岡山市南区市場一丁目 1 番地	急速・1基	3基
⑩	南区役所	岡山市南区浦安南町 495 番地 5	急速・1基	2基
⑪	岡山市ウェルポートなださき	岡山市南区片岡 159-1	急速・1基	2基
			合計	22基

※利用可能日及び利用可能時間については、事業実施者の選定後、各施設と協議し決定する。

(2) EV充電器の種類

普通充電（6 kW）とする。

(3) 業務内容

- ア (1) に示す設置場所における既存EV充電設備の撤去及び新規EV充電設備の設置
- イ EV充電設備の維持管理
- ウ 利用者へのEV充電サービスの提供・運営
- エ 利用者への周知・広報
- オ 利用実態等の各種データの収集、本市への提供

(4) その他

各施設とのEV充電設備の設置に関する協議の結果、やむを得ない事情により事業実施が困難と認められる施設については、双方合意の上、本事業の対象から除外することができる。

5. 費用負担

EV充電設備の撤去・設置工事費・維持管理費、EV充電サービスの運営に関する費用及び設備設置に起因する施設の補修（舗装の段差等）・事故等に係る費用は、原則として事業実施者の負担とする。

6. 利用料金、利用方法

- (1) 適切な利用料金を設定すること。
- (2) 利便性の高い利用システムを構築すること。

7. 行政財産の目的外使用料

岡山市財産条例第3条により免除とする。

8. 運営体制

- (1) 本市及び各施設管理者との連絡・調整が速やかに行える体制を確立すること。
- (2) 問題発生時に速やかに対応できる体制を整えること。

9. 事業報告

利用実態等に関する各種データを収集し、当該データを本市へ提供すること。

10. その他

- (1) 事業実施者は、本事業の実施により得た情報について、本事業遂行以外の目的に利用しないこと。
- (2) 事業実施者は、業務の目的を十分に理解して業務の遂行に努めること。
- (3) E V充電設備設置場所には、設備の使用方法、問合せ先などを分かりやすく明示すること。
- (4) 既設E V充電設備の撤去・処分に関する計画書、E V充電設備設置に関する図面、仕様及び事業計画を事前に各施設管理者に提出し、了承を得た後に施工すること。
- (5) 本仕様書に明記していない事項については、市と事業実施者が協議の上、決定する。